

# 東京都下水道局工事成績評定要綱

平成14年3月29日  
13 下 建工 第 52号  
局長名

(目的)

**第1条** この要綱は、東京都下水道局工事施行規程（昭和46年東京都下水道局管理規程第35号。以下「工事施行規程」という。）第31条及び東京都下水道局検査事務規程（昭和44年下水道局訓令甲第1号。以下「検査事務規程」という。）第32条の2の規定に基づき、東京都下水道局が施行する請負工事に係る成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、監督員及び検査員が評定を厳正かつ適切に実施することにより、工事受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(対象工事)

**第2条** 評定は、一件の起工金額が250万円を超える請負工事について行う。  
ただし、道路管理者が施工する道路工事に伴い、これと並行して施行する必要がある簡易な管渠補修工事（道路工事に伴う簡易な管渠補修工事）については、評定の実施を省略することができる。

(評定者)

**第3条** 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次に掲げる者とする。  
一 工事施行規程第2条第10号に規定する監督員  
二 検査事務規程第2条第2号に規定する検査員  
2 前項第1号の監督員は、工事施行規程第11条に規定する標準仕様書に定められた総括監督員、総括監督員補佐及び担当監督員とする。ただし、総括監督員補佐又は担当監督員が欠けた場合は、この限りでない。

(評定の時期)

**第4条** 評定の時期は、次に定めるところによらなければならない。  
一 監督員は、原則として完了検査合格の日から14日以内に評定を行う。  
二 検査員は、原則として完了検査合格の日から14日以内に評定を行う。

(評定の実施)

**第5条** 評定者は、請負工事ごとに、工事成績評定表（別記第1号様式。以下「評定表」という。）の各評定項目について、次条から第9条までの規定により評定を行う。

(総括監督員補佐及び担当監督員の評定内容及び方法等)

**第6条** 総括監督員補佐及び担当監督員は、評定表の評定項目・細目中「基本的な技術力と成果の評価」、「技術力の発揮」、「創意工夫と熱意」及び「社会的貢献」の各評定項目について、工事成績評定項目別評定表（以下「評定項目別評定表」という。）（別記第2号様式から第5号様式）により評定を行う。

- 2 前項の「基本的な技術力と成果の評価」の項目に係る評定方法は、評定項目別評定表によるほか、別表評定項目別運用表による。
- 3 評定項目別評定表の減点評価(b)中「指示の事由等記入欄」に記入する必要がある場合は、客観的な事実に基づき具体的に記入する。
- 4 総括監督員補佐及び担当監督員は、評定の結果を評定表及び評定項目別評定表により、総括監督員へ報告する。

(総括監督員の評定の内容及び方法等)

**第7条** 総括監督員は、前条により総括監督員補佐及び担当監督員の行った評定の結果等を総合的に判断し、評定表の各評定項目（「法令遵守等」の項目を除く。）について評定を行う。

- 2 総括監督員は、評定表の評定項目・細目中「法令遵守等」について評定を行う。
- 3 前項の評定は、評定項目別評定表（別記第6号様式）により行う。
- 4 総括監督員が、第1項及び第2項の規定により評定した結果をもって、監督員の工事成績評定とする。

(検査員の評定の内容及び方法等)

**第8条** 検査員は、評定表の評定項目・細目の「基本的な技術力と成果の評価」中「施工管理」の項目について評定を行う。

- 2 前項の評定方法は、次に定めるところによる。
  - 一 評定は、検査成績評定表（別記第7号様式）により行う。
  - 二 細目の評定点の算出は、検査成績評定項目別評定表（別記第8号様式）により行う。
- 3 検査員は、前項の評定の結果を検査成績評定表及び検査成績評定項目別評定表により、当該評定対象の工事（以下「当該工事」という。）の検査事務を主管する課の課長（以下「検査主管課長」という。）へ報告する。
- 4 検査員が、第1項及び第2項の規定により評定した結果をもって、検査員の工事成績評定とする。
- 5 検査員は、全ての検査を完了した後、検査員としての評定点を総括監督員へ送付する。

(評定結果の取りまとめ)

**第9条** 総括監督員は、検査員の評定点と監督員の評定点とを取りまとめ、評定表及び工事成績評定報告書（別記第9号様式。以下「報告書」という。）に評定結果を記録する。

- 2 総括監督員は、前項の取りまとめの際、検査員の評定結果等について確認する。

(評定結果の報告)

**第10条** 総括監督員は、当該工事を主管する課の課長（以下「工事主管課長」という。）に、評定の結果を報告する。

- 2 工事主管課長は、前項の評定の結果について、当該工事を主管する部の部長（工事施行規程第2条第3号の部長をいう。）又は所長（工事施行規程第7条の部長をいう。）へ報告する。

(評定結果の送付)

- 第11条** 工事主管課長は、評定の結果を評定表及び報告書により、当該工事の検査主管課長へ送付する。
- 2 工事主管課長は、評定の結果を評定表及び報告書により、当該工事の契約事務を主管する課の課長へ送付する。

(評定結果の通知)

- 第12条** 当該成績評定の通知者（以下「通知者」という。）は、工事成績評定通知書（別記第10号様式）及び項目別評定点表（別記第11号様式）により、工事主管課長を通じて、速やかに当該工事の受注者へ評定の結果を通知する。
- 2 通知者は、当該工事を主管する課が属する部（所等）の長とする。

(評定通知の説明)

- 第13条** 受注者は、工事主管課長に対し、評定の内容について、前条第1項の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内（期間の末日が、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）第1条第1項の東京都の休日に当たるときは、当該期間はその翌日に満了する。以下同じ。）に、説明を求めることができる。
- 2 工事主管課長は、前項の規定により説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 3 工事主管課長は、第1項の規定により説明を求められた内容が検査員の評定結果に関するものである場合は、事前に検査員に評定の結果及び内容等について確認する。

(通知者への苦情申立て)

- 第14条** 受注者は、前条第2項の説明に苦情があるときは、通知者に対して苦情の申立てをすることができる。
- 2 受注者は、前項の苦情の申立てをする場合は、第12条第1項の通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に、別記様式第1の苦情申立書を工事主管課長に提出しなければならない。
- 3 受注者は、第1項の苦情の申立てに当たっては、申立ての根拠となる証拠及び記録書類等を苦情申立書に添付するものとする。

(下水道局工事等成績評定苦情審査委員会の設置等)

- 第15条** 前条第1項の苦情の申立てに厳正かつ公正に対処するため、下水道局工事等成績評定苦情審査委員会（以下「局委員会」という。）を置く。
- 2 通知者は、苦情申立があった場合は前項の局委員会へ付議し、その意見を聴かなければならない。
- 3 局委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別途定める。

(苦情申立てへの通知者の回答)

- 第16条** 通知者は、第14条第1項の苦情の申立てへの回答に当たっては、局委員会の意見を十分検討し、その結果を書面により、工事主管課長を通じて受注者に対し、速やかに回答しなければならない。

(契約担当者等への再苦情申立て)

- 第17条** 受注者は、前条の回答に苦情があるときは、契約担当者等（下水道局長及び下水道局長からあらかじめ契約に関する事務を処理する権限を委任されたものをいう。以下同じ。）に対して再苦情の申立てをすることができる。
- 2 受注者は、前項の再苦情の申立てをする場合は、前条の回答を受けた日の翌日から起算して14日以内に、別記様式第2の再苦情申立書を工事主管課長に提出しなければならない。
- 3 受注者は、第1項の再苦情の申立てに当たっては、申立ての根拠となる証拠及び記録書類等を再苦情申立書に添付するものとする。

(東京都工事等成績評定苦情審査委員会への付議)

- 第18条** 契約担当者等は、再苦情の申立てがあった場合は、東京都工事等成績評定苦情審査委員会要綱で定める東京都工事等成績評定苦情審査委員会（以下「都委員会」という。）へ付議し、その意見を聴かななければならない。

(再苦情申立てへの契約担当者等の回答)

- 第19条** 契約担当者等は、第17条第1項の再苦情の申立てへの回答に当たっては、都委員会の意見を十分検討し、その結果を書面により、工事主管課長を通じて受注者に対し、速やかに回答しなければならない。
- 2 契約担当者等は、次条第1項の規定により工事成績評定が修正された場合は、前項の書面にその修正した内容を記載しなければならない。この場合、同条第4項で準用する第12条第1項の通知と併せて回答する。

(評定の修正)

- 第20条** 総括監督員、検査員又はこれらに準ずる者（以下「修正者」と総称する。）は、第15条第2項の局委員会の意見若しくは第18条第2項の都委員会の意見を踏まえた結果又は次の各号の一により工事成績評定を修正する必要があると認めるときは、当該工事成績評定を修正することができる。
- 一 工事成績評定通知後、受注者に重大な法令違反等が判明した場合
  - 二 工事成績評定通知後、工事目的物に受注者の故意又は重過失により生じた契約不適合が判明した場合
  - 三 評定の錯誤等により、工事成績評定の修正が必要であると認められる場合
- 2 修正者は、局委員会に意見を求め、その意見を十分踏まえた上で当該工事成績評定を修正する。
- 3 第1項の規定により工事成績評定を修正する場合、それができる期間は、当該請負工事の契約書における契約不適合責任期間内とする。
- 4 第1項の規定により工事成績評定を修正する場合は、第9条から第12条までの規定を準用する。この場合において、第12条中「別記第10号様式」とあるのは、「別記第10号様式の2」と読み替える。

(苦情申立への準用)

- 第21条** 前条第1項各号の事由により修正した工事成績評定に係る苦情申立手続

は、第13条から第20条までの規定を準用する。

2 第15条第2項の局委員会の意見を踏まえて、修正した工事成績評定についての再苦情の申立ては、第17条の規定を準用する。

(修正後の工事成績評定)

**第22条** 第20条第1項の規定により修正した工事成績評定の効力は、工事成績評定の修正通知後将来に向かってのみ生じる。

(その他)

**第23条** この要綱に定めるもののほか、要綱の実施に関する事項その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日以降に契約を締結する請負工事及び同日前に契約を締結し、平成14年7月1日以降に完了する請負工事に適用する。

附 則 (平成14年10月28日付 14下建工第25号)

この要綱は、平成14年11月1日以降に評定を行う請負工事に適用する。

附 則 (平成15年3月31日付 14下建工第52号)

この要綱は、平成15年4月1日以降に完了した請負工事に適用する。

附 則 (平成15年9月30日付 15下建工第23号)

この要綱は、平成15年10月1日以降に完了した請負工事に適用する。

附 則 (平成16年3月31日付 15下建工第38号)

この要綱は、平成16年4月1日以降に検査する請負工事に適用する。

附 則 (平成17年2月1日付 16下建工第34号)

この要綱は、平成17年2月1日以降に完了した請負工事に適用する。

附 則 (平成18年6月30日付 18下建工第19号)

この要綱は、決定の日から施行し、平成18年4月1日以降契約の請負工事に適用する。

ただし、適用日前に契約したものに係る工事成績評定は、改正前の要綱の別記第1号様式から別記第9号様式までを使用する。

附 則 (平成20年3月21日 19下計技第175号)

この要綱は、平成18年4月1日以降に契約を締結した請負工事で、平成20年4月1日以降に完了する請負工事に適用する。

附 則 (平成23年11月30日付23下計技第135号)

1 この要綱は、平成24年1月4日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 この要綱の施行日前において締結した契約については、改正前の東京都下水道局工事成績評定要綱第15条の規定を除き、なお従前の例による。

また、適用日前に改正に伴い廃止される工事成績評定実施細目による苦情申立てがある場合には、この要綱により当該苦情申立てがあったものとみなす。

附 則 (平成24年3月26日付23下計技第192号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月20日付26下計技第180号)

この要綱は、平成27年4月1日以降に検査する請負工事に適用する。

附 則 (平成31年3月28日付30下計技第325号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月30日付 31下計技第277号)

1 この要綱は、令和2年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 この要綱は、施行日以降に契約を締結する請負工事に適用する。